

総財第543号

昭和63年10月25日

各 部 局 長 殿

総 務 部 長

研修会、講習会等における講師等謝礼金の支払
基準について

みだしのことについて、昭和52年11月12日付け総財第817号でもって通知し運用しているところではありますが、他県の状況等を検討したところ、別紙基準表のとおり改定し、昭和64年4月1日から適用します。

なお、貴管下各機関にもその旨周知徹底を図られたい。

講師等謝礼金支払基準表

区 分			時給単価	備 考		
部	内	県 学校 官公 署	大学 教員等	教授 5,500円 助教授 5,000 その他の 4,000	私学教諭等を含む	
			国 等	本省課長級以上 5,000 その他の 4,000		
			団 体 公 共 等	市町村長 5,000 その他の 4,000		
		その他	医師・弁護士・公認会計士 5,500 その他の 4,000			
	外	県 学校 官公 署	大学 教員等	教授 11,000 助教授 8,000 その他の 6,000		
			国 等	本省課長級以上 8,000 その他の 5,000		
			その他	医師・弁護士・公認会計士 11,000 その他の 6,000		
	部	内	大学 教員等	教授 4,000 助教授 3,500 その他の 3,000		
				その他		小・中・高校長 2,000 その他の 1,500
				医 師		5,000
その他				本庁課長級以上 2,000 その他の 1,500		
外						

備 考

- 1 1日4時間までを基本とし、4時間を超えるときは、それぞれ1時間につき基準表の金額の半額を加算した額とする。ただし、超過時間は2時間以内とする。
- 2 研修会及び講習会等を実施する担当課等の職員には支給しない。
- 3 県から公社等への出向職員は部内扱いとする。
- 4 法令等により、単価が明示されているものについては、当該法令等の定めるところによる。
- 5 講義時間が1時間に満たない場合30分以上は1時間とみなし支給すること。
- 6 この基準表によりがたい特殊な場合は各部局総務課長が財政課長に別添様式によりあらかじめ協議するものとする。
(基準額より下回って支払う場合も協議すること。)
- 7 この基準表は昭和64年4月1日から適用する。